

## 第33回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年11月20日（水）13時30分～14時30分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて  
協議事項(1) 令和7年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書について  
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について  
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 27名(別添名簿のとおり)  
事務局 事務局長 古山 誠  
農地係長 大道 学  
主任 下野 優 貴

## 第33回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

## 5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第33回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。14番柿木委員、岩崎推進委員、長内推進委員より、欠席通告がありましたのでご報告いたします。それでは久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員に、11番宇部文人委員、12番鹿糠勢津子委員を指名します。書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。 議案第1号は付議番号1と2は田村委員に関係しますので、ご退出をお願いいたします。 (田村委員退室) それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明を願います。
下野主任	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明します。付議番号1番及び2番を説明します。 付議番号1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。現在、譲渡人が入院しており、退院の目途が立たず、今後の農地管理が困難であることから、近隣の譲受人へ売り渡し、牧草及びデントコーンを栽培するとのことです。売買額は総額〇〇万円と伺っております。 続きまして、付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。譲渡人の高齢化により、農地管理が困難であることから、近隣譲受人へ売り渡し、牧草地として利用するとのことです。売買額は〇〇万円

	発言主旨
	と伺っております。申請地は、隣接する〇番〇と一体となっており、こちらは岩手県農業公社を介し、同じく譲受人が売買にて取得するという事で、先月の総会にかけられております。以上で付議番号 1 及び 2 の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。ここで現地調査員からの報告をお願いします。中川原推進委員、お願いします。
中川原推進委員	付議番号 1 番ですが、現地調査をして参りましたので報告します。11 月 18 日に事務局 2 名と現地確認をしました。場所は、夏井町の〇〇の隣接地になります。現地は牧草地とデントコーン畑として管理されており、譲受人は、牧場を経営規模拡大ということであり、何ら問題ないと思われます。 続きまして付議番号 2 番ですが、場所は〇〇公民館の裏手になります。現地は牧草地として管理されており、譲受人の経営規模の拡大ということで、何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
会長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可については付議番号 1 番と 2 番について、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。議案第 1 号付議番号 1 と 2 については、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がないものとして決しました。それでは、田村委員の入室をお願いします。 (田村委員入室) 会議を始めます。議案第 1 号の付議番号 3 について、事務局の説明をお願いします。
下野主任	議案第 1 号についてご説明します。付議番号 3、土地の表示、譲受人、譲渡人は記載の通りです。〇〇地区の農地となります。申請地は、譲受人の耕作する畑と一体利用されており、境界整理のため調査を行っていたところ、畑の一角である申請地が親戚である譲渡人の名義であるとわかったことから、現在利用している譲受人へ譲渡し、引き続きジャガイモ等の野菜を栽培していくとのことです。地籍図上、東側の隣地で

	発言主旨
	ある〇番〇が、譲受人の畑となっております。以上で議案第 1 号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告をお願いします。宇部文人委員、お願いします。
宇部文人委員	付議番号 3 番について、調査の結果をお知らせします。場所は〇〇学校から南へ 750m ぐらいのところになります。現地は事務局の言った通り、いどこである譲受人がすでに畑として耕作しており、問題ないと思われれます。以上です。
会長	はい。付議番号 3 番について、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。付議番号 3 番については特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見なしと決定しました。 次に、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
下野主任	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてご説明します。付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。自己住宅の建築及び駐車場等として使用するため、売買により宅地として転用するものです。申請地は、久慈市の都市計画区域内の農地であり、利便性がよく、所有者は今後農地として利用する予定がなく、転用による周辺農地への影響もないことから現地を選定したとのことです。売買額は〇〇万円と伺っております。以上で議案第 2 号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査員からの報告をお願いします。宇部文人委員。
宇部文人委員	議案第 2 号付議番号 1 について、現地の説明をいたします。事務局 2 名、松野下推進委員と計 4 名で調査して参りました。現地は、〇〇の道路向かいになります。現場は、田んぼとして利用されていませんでしたが、草は刈られ管理はされていきました。以上です。

	発言主旨
会長	<p>議案第 2 号について、事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見なしとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてご説明いたします。</p> <p>付議番号 1、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代が所有していた平成 10 年頃より耕作がなされておらず、相続を受けた際には、すでに山林原野の様相となっていたとのことです。農地法について不知であり、手続きの方法が分からず、また、遠方に住んでいることから、今後農地として復旧管理することが困難であることから、現況に合わせたいとのことです。</p> <p>付議番号 2、土地の表示、願出人は記載の通りです。昭和 53 年に親戚家族の居宅が隣接地に建築された際、願出人所有の畑の一部を敷地として一体利用している状態となっており、願出人が境界調査を行ってわかったとのことです。親戚家族と協議の上、整理をしていくために、宅地利用している部分について分筆し、現況に合わせたいとのことです。地籍図上、○番○が分筆元となる願出人の畑となり、1 番が親戚の宅地となります。</p> <p>続きまして、付議番号 3、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代により、昭和 41 年に畜舎等が建設され、現在に至るとのことです。当該土地に売買の話があり、調査を行ったところ、農地であったことがわかったとのことです。農地法について知識が不十分であったとのことであり、農地復旧も困難であることから、現況に合わせたいとのことです。以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第 3 号について、事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告をお願いします。松野下推進委員、付議番号 2 番までお願いします。</p>
松野下推進委員	<p>現地調査をして参りましたので報告します。</p> <p>11 月 14 日に、宇部文人委員と私、事務局 2 名の 4 名で現地調査をして参りました。付議番号 1 ですが、場所は侍浜町〇〇です。国道 45 号線</p>

	発言主旨
	<p>を〇〇に向かって、十字路付近に〇〇がありますが、そこに隣接したところ。〇〇のバス停があるところ。事務局から平成 10 年頃からという話であります。現地を見ますと、カラマツやアカマツが生えておまして、私が見るには 40 年以上経った木かなと思っております。適用外はやむを得ないと見て参りましたので、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>次に番号 2 です。場所は、〇〇地区になります。市民バス〇〇停留所から西の方へ 600m ほど行ったところ。現地には住宅が建っております。現地の状況からしても、適用外はやむを得ないと見て参りましたので、ご審議をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>付議番号 1 番と 2 番について、事務局の説明と現地調査委員からの報告がありました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。議案第 3 号付議番号 1 番と 2 番については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見なしとして決定されました。</p> <p>次に付議番号 3 番について、現地調査員の説明を願います。中川原推進委員。</p>
中川原推進委員	<p>11 月 18 日、事務局 2 名と現地調査をして参りました。場所は、〇〇公民館の裏手になります。牛舎として建てられたみたいで、今は使われておりませんが、50 年以上も経っているので、仕方がないのかなと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>付議番号 3 について、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。付議番号 3 についても、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>付議番号 3 について、特に意見なしとして決定されました。</p> <p>協議事項 (1) 令和 7 年度農地利用最適化推進施策に係る意見書についてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p>
大道係長	<p>協議事項 (1) 令和 7 年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書につ</p>

	発言主旨
	<p>いて、ご説明します。11月12日、農地等利用最適化推進施策に係る意見書検討委員会を開催し、協議した結果と概要を報告します。まず、協議に先立ち、委員長に宇部会長、副委員長に間推進委員が、指名推選により選任されました。次に、協議の概要であります。前年度の意見書を基本とし、市から回答のあった取組状況及び11月8日開催の農業委員会大会の決議、昨今の農業情勢を取り巻く状況の変化等、総合的に勘案し、話し合いを実施していただきました。</p> <p>修正箇所が赤字、削除部分が青字となっております。</p> <p>協議の中では、年々要望事項が多くなっているという意見も出されましたが、市の厳しい財政状況等を鑑み、要望事項を絞って意見を提出することで、市当局へはより強力に施策の推進を図ってほしいことから、項目を削除し、提案するものです。説明は以上です。</p>
会長	<p>市長に対する意見書について、検討委員会で検討した結果です。皆さんからご意見がございましたらお願いします。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>いつ要望するんですか。</p>
大道係長	<p>総会での協議で可となれば、11月26日の火曜日、11時から市長応接室での要望予定です。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>(間推進委員 挙手)</p> <p>間推進委員。</p>
間推進委員	<p>県のブランド米である銀河のしずくが、大川目と長内町において、条件付きながら栽培適地であるという件で、皆さんの総意をもって、市長に強めに発言したいものがあります。農政課の努力で栽培適地となったが、山ブドウにしても寒締めハウレンソウとしても宣伝下手だと言いたい。消費者に対して、アピールすることが大事じゃないかなと思うんです。売れるための方策をしてほしい。皆さんの総意があったことで付け加えて、強く訴えたいと思います。</p>
会長	<p>要請する際に間推進委員から積極的にPR活動を話してもらうことでよろしいでしょうか。</p>

	発言主旨
城内推進委員	要請文に記載した上で、口頭で説明した方がよいと思います。
会長	事務局に一任で加筆することよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 銀河のしずくは平均気温で栽培適地が決まります。最近は温暖化もあり、状況も変わっているかもしれません。
城内推進委員	現場では十分に栽培できるようですので、県には栽培状況を具体的に伝えてほしいです。
会長	積極的に PR したいと思います。他にございませんか。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	銀河のしずくの栽培地は大川目町と長内町とあるが、大川目と小久慈ではないですか。修正をお願いします。
大道係長	わかりました。
城内推進委員	「再生産できる米価・農畜産物価格を実現するため、価格保障制度をアメリカ・EU並みに再建・充実を図ること」これは継続要望となっております。こちらをやらないと、地域農業を守っていけないことは明らかです。強調して要望してほしいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
会長	その他ありますか。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	新品種の岩手 141 号の来年度の作付けに関して情報はないですか。
会長	種もみは確保されているとは聞いています。
小倉委員	これから作付けの説明会が予定されているようです。
会長	推進施策に係る意見書については、以上で終わります。次に、報告事項

	発言主旨
	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明を願います。
下野主任	報告事項(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告します。土地の表示、届出人は記載の通りです。全部で 12 件あり、届出事由は 11 件が相続によるもので、1 件が相続にあたり、親族の持ち分放棄があつてその取得によるものです。以上で報告事項(1)の説明を終わります。
会長	報告事項 (1) について、相続ですのでよろしいですね。次に、報告事項 (2) 会務報告。局長、お願いします。
事務局長	(会務報告 令和 6 年 10 月 23 日～令和 6 年 11 月 20 日)
会長	会務報告が終わりました。次に、(3)その他ですが、皆さんからございますか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	太陽光発電用用地大募集というチラシが自宅に入っていました。原野、雑種地、農地などで、農地の場合は転用可能な土地と記されていて、気になったんです。景観も少し気になり始めました。久慈市は、広域連合を通じて資源回収をしていますのでね。気になったので発言しました。
会長	他にございませんか。事務局からありませんか。大道係長。
大道係長	最後に、事務連絡です。 1、市長への意見書提出は 11 月 26 日、11 時からです。 2、農地利用最適化推進委員の募集期間は 12 月 2 日から 20 日までです。周知方法は広報くじ、農業委員会だより、市ホームページで周知します。 3、令和 6 年度農業経営セミナーについて、再度のご案内です。12 月 6 日、場所は盛岡プラザおでつてです。参加を検討願います。 4、令和 6 年度久慈地方農業委員会連絡協議会委員研修会です。12 月 9 日 14 時からです。参加報告を事務局にご連絡を願います。 5、ブロック別研修会、二戸市での開催です。参加報告をお願いします。 6、岩手県オリジナル品種岩手 141 号の提供があり、試食アンケート

	発言主旨
	<p>もお願いしたいそうです。</p> <p>7、遊休農地解消事業で収穫したもち米を寄付しております。</p> <p>8、岩手県農業委員会大会のアンケートを提出をお願いします。</p> <p>9、農業委員推進委員手帳です。申し込みがあった委員にお配りしております。</p> <p>10、県外視察研修の精算書は、後でご覧ください。</p>
会長	<p>その他ございませんか。なければ終了してよろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>以上をもちまして、第 33 回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。ご苦労様でした。</p>
14 時 30 分閉会	